

長岡市告示第 3 2 0 号の 2

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 4 3 条の 2 第 1 項の規定に基づき次のとおり徴収事務を委託したので、同条第 2 項及び長岡市財務規則（平成 3 年長岡市規則第 1 5 号）第 6 2 条第 2 項の規定により告示します。

令和 8 年 4 月 2 8 日

長岡市長 磯 田 達 伸

1 委託した事務の内容

長岡市特定計量器定期検査手数料徴収事務

2 委託を必要とした理由

定期検査手数料は前納が義務付けられており（長岡市計量法関係手数料条例第 3 条）、定期検査業務と合わせて行うことが適当であるため

3 委託をした相手方の住所及び氏名

新潟県三条市興野 1 丁目 1 3 番 4 5 号

一般社団法人 新潟県計量協会

会長 大 平 岳 男

4 委託期間

令和 8 年 4 月 2 8 日から同年 1 0 月 3 1 日まで